

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市条例第1号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(秋田市都市公園条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「利用料金を」を「利用料金について、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

- (1) 秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第9条の4第4項
- (2) 秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）第5条第4項
- (3) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）第6条第4項
- (4) 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第5号）第5条第4項
- (5) 秋田港振興センター条例（平成8年秋田市条例第22号）第6条第4項
- (6) 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）第5条第4項

- (7) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）
第5条第4項
 - (8) 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）第6条第4項
 - (9) 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）第4条第4項
 - (10) 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）第5条第4項
 - (11) 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）
第5条第4項
 - (12) 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）第5条第4項
 - (13) 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）第5条第4項
 - (14) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）第6条第4項
 - (15) 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）
第6条第4項
 - (16) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31号）第7条第4項
 - (17) 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）第5条第4項
 - (18) あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）第5条第4項
（秋田市ポートタワー条例等の一部改正）
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「除く。）を」を「除く。）について、」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければ」に改める。

- (1) 秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）第6条第4項
- (2) 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）第6条第4項
- (3) 秋田市文化創造館条例（令和2年秋田市条例第3号）第6条第4項
- (4) 秋田市旧松倉家住宅条例（令和4年秋田市条例第19号）第6条第4項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。